

# 強制移住以後のチェロキー族における立法と女性の地位

佐藤 円

## はじめに

18世紀の半ば以降、現在のアメリカ合衆国（以下アメリカと略す）南東部に居住していたチェロキー族<sup>(1)</sup>は、フレンチ・アンド・インディアン戦争及びアメリカ独立戦争に巻き込まれた結果疲弊したが、18世紀末になると、部族を再建するために積極的に白人<sup>(2)</sup>文化を受容し始め、1830年代末にミシシッピ川以西へ強制移住させられるまでのわずかな間に、生活様式から政治制度にいたるまで注目すべき改革を成し遂げていった。前稿<sup>(3)</sup>では、この急速な「文明化」<sup>(4)</sup>の過程で、いかにチェロキー族の伝統<sup>(5)</sup>文化が変容していったのかという問題について、特に女性の社会的地位に焦点をあて、チェロキー族が強制移住以前に制定した法律を史料にしなから検討を加えた。その結果、白人と接触する以前の伝統的なチェロキー族の政治制度のもとでは女性にも大幅に認められていた参政権が、政治制度を「文明化」するために制定された諸法によって完全に否定されたこと、また伝統的な母系制の親族制度のもとで女性たちが保有していた社会的な影響力が、白人に倣い父系制を導入するために制定された諸法によってかなり弱められたことが確認できた。しかしその一方で、伝統的に認められてきた女性の財産権や相続権は、「文明化」による男性の権限拡大という傾向のなかでも、依然として法的に承認され続けたことも確認できた。このことは、チェロキー族における「文明化」が、女性の社会的地位という観点から見た場合、ただ一方的に白人化すること、換言すれば同時代の白人女性のような低い地位へと転落していくことを意味していたのではなく、局面によっては、伝統的にチェロキー族の女性に認められてきた権利を温存しようとする努力をも含むものであったということを示している。<sup>(6)</sup>そしてこの二面性こそ、女性の社会的地位の変化のみならず、チェロキー族の「文明化」全般に見られる特徴であった。<sup>(7)</sup>

さて本稿では、この「文明化」による女性の社会的地位の変化について検討を加える時期を、前稿で取り扱った強制移住以前から、1830年代末に実施された強制移住以後の時期へと移してみたいと考えている。特に本稿においては、チェロキー族が移住先のインディアン・テリトリー（Indian Territory）<sup>(8)</sup>で部族の再建に努めた1839年から、1860年代前半に南北戦争に巻き込まれ、その成果がほとんど破壊されてしまうまでの期間に焦点を当てたい。この期間は、強制移住以前に戦争による疲弊から部族を再建するために採用された「文明化」が、改めて強制移住による疲弊から立ち直す手段としても採用され、さらに積極的

に推進された時代であった。チェロキー史研究の泰斗ウィリアム・G・マクローフリン (William G. McLoughlin) も述べているように、「1850年代までに彼ら (チェロキー族—筆者付記) の国は再び繁栄を謳歌するようになり、インディアンが『文明化』と『キリスト教化』によって到達することができる進歩を外国からの訪問者に見せるショーケースのような存在となっていた」<sup>(9)</sup> のである。そのような「文明化」のさらなる進展が、チェロキー族の女性の社会的地位にどのような変化をもたらしたのか、或いはもたらさなかったのか、前稿と同様に、チェロキー族が制定した法律を史料として利用しながら検討を加えていくこととする。

この強制移住後のチェロキー族における女性の社会的地位という問題に関しては、すでにチェロキー族に関する本格的な女性史研究を切り開いたセダ・パーデュー (Theda Perdue) が1989年に発表した論文において、「強制移住は女性の地位という問題に関してほとんど変化をもたらさなかった」と述べた上で、女性たちは強制移住以前の「文明化」によって政治権力を失っていたのであり、移住に引き続いて起こった種々の出来事は、単に白人文化の受容によって女性に新しく割り振られた役割を固定化するものでしかなかったとの評価を下している。またパーデューは同論文において、強制移住以後のチェロキー族における立法についても言及し、その性格を、女性たちの社会参加を促すものではなく、女性の保護に力点が置かれたものであったと説明している。<sup>(10)</sup> パーデューは、その後1998年に、チェロキー族の女性と「文明化」の関係を包括的に検討した著書を上梓したが、そこにおいても研究対象とする時期を強制移住以前に限っており、「文明化」がチェロキー族の女性に決定的な影響を与えたのは強制移住以前であったとする立場を崩していない。<sup>(11)</sup> 他方キャロリン・ロス・ジョンストン (Carolyn Ross Johnston) は、2003年に上梓した強制移住から1907年のオクラホマ州成立までのチェロキー族の女性について論じた著書において、強制移住、南北戦争、州成立による部族の解体といった危機に女性たちがどのように対処したのか検討を加え、特に強制移住から南北戦争にいたる時期の女性による白人文化の受容については、部族のエリート層の女性たちの間では積極的に展開されたが、部族の女性全体として見た場合には、おそらく「選択的に採用された (selectively adopted)」のであって、その程度を測ることは難しいと論じている。<sup>(12)</sup> 実際のところ、このような議論は、パーデューが1998年の著書で強制移住以前のチェロキー族の女性における「文明化」について下した評価、つまり白人文化の受容は部族のエリート層の女性に顕著な現象で、他の多くの女性たちは伝統的な文化に愛着を抱き続け、ある程度は白人文化を受け入れつつもその維持に努めたという評価<sup>(13)</sup> と本質的には同じ論調のものであり、チェロキー族の女性に起こった「文明化」という現象は、一面的には捉えることができないという理解で共通している。はたしてパーデューが述べているように、チェロキー族における女性の社会的地位の変化は、すでに強制移住以前の「文明化」によってほとんど終わっており、強制移住以後には見るべき変化がなかったのだろうか。或いはジョンストンが述べているように、チェロキー族の女性における「文明化」は、強制移住以後も強制移住以前と同様に多面的なものであり続けたのであろうか。これらの問

いを念頭に置きながら、まず強制移住における女性の状況と、移住先での立法活動の前提となる部族政府の再建について論じ、その上で先行研究が詳細には検討を加えていない強制移住以後に制定された諸法の分析を進めていきたい。

## 1. 強制移住とチェロキー族の女性

ミシシッピ川以東に居住するインディアン諸部族をミシシッピ川以西へ移住させようとするアメリカ政府の圧力は、1828年の大統領選挙で、インディアンの排除を求めている西部や南部の支持を集めてアンドルー・ジャクソン（Andrew Jackson）が当選すると、さらに強まっていった。そして1830年にはアメリカ議会においてインディアン強制移住法（the Indian Removal Act）が制定され、インディアン諸部族の強制的な排除が大統領の直接的な権限に基づいて実施されることになった。<sup>(14)</sup>

このような情勢の悪化に対しチェロキー族は、政治の「文明化」を積極的に推し進め、1827年にはチェロキー・ネイション憲法（the Constitution of Cherokee Nation）を制定し、それ以前のものよりも中央集権化され権力基盤の安定した部族政府を樹立した。<sup>(15)</sup> 彼らはこの新しい部族政府を使って、強制移住から免れるべくアメリカ政府との外交交渉や、アメリカの最高裁判所を舞台とした法廷闘争を展開したのである。しかし1830年にインディアン強制移住法が成立すると、チェロキー族に移住を迫る周辺の諸州は、チェロキー族の主権を完全に無視するようになり、チェロキー領への白人市民による不法侵入も増加していった。またそのことに加え、当時チェロキー族と同じような境遇にあった周辺の諸部族が、1830年代前半に相次いでアメリカ政府と移住条約を締結させられ、さらにはチェロキー族の法廷闘争も所期の成果が上がらないことが明らかになると、部族内が政治的に分裂し始め、一部の指導者たちが移住の受け入れを唱えるようになっていった。そしてそれらの指導者に率いられた少数派の人々（条約派）が、部族政府を代表していた大族長ジョン・ロス（John Ross）に率いられた多数派（ロス派）の反対を無視して、1835年12月にニュー・エチョータ条約（the Treaty of New Echota）をアメリカ政府の代表団と締結し、同条約が翌1836年5月にアメリカ議会上院で批准されたことにより、チェロキー族のインディアン・テリトリーへ向けての包括的な移住が、二年以内に実施されることになったのである。<sup>(16)</sup>

インディアン・テリトリーへの移住が不可避となるなか、移住条約を締結した条約派の約2000人は、1836年から38年にかけて自主的に移住を完了したが、あくまでも移住に反対する約1万5000人のロス派のもとへは、アメリカ政府により、強制移住を実施するために軍隊が差し向けられた。そして1838年5月の自主的な移住の期限を越えると、部族民たちは到着した軍人たちによって、無理やりチェロキー・ネイションの各地から、移住の準備のために設営された収容キャンプへと駆り集められた。その上で部族民たちは、キャンプにおいて数百人から1000人ほどのグループに分けられ、インディアン・テリトリーに用意された代替

地までの約800マイル（約1300キロ）の道のりを、1838年の夏から翌39年の春にかけて、軍隊の監視のもとに移住させられたのである。この「涙の旅路」（“the Trail of Tears”）と呼ばれる強制移住の行程で、数千人の部族民が犠牲になったと言われている。<sup>(17)</sup>（地図1参照）

さてこの過酷な強制移住は、当然のことながら、チェロキー族の女性にも大きな苦難をもたらした。1838年5月以降、収容キャンプへ連行するために兵士たちが家や畑に現れた時、女性たちは普段と変らぬ生活を続けていた。兵士に連行される際に多くの女性たちは、必ずしも他の家族と一緒にいたわけではなく、家族と別々に連行された場合には、そのまま夫や子供や父母たちと生き別れになってしまうこともあった。これに対し、運よく家族全員と一緒にいた場合には家族離散を免れたが、そのような家族でも、わずかな時間に手荷物しか持ち出すことが許されず、家や畑や家畜やその他の財産をそのまま放置していかざるを得なかったことには変わりがなかった。このようにして捕らえられた人々は、女性も子供も兵士に銃剣で追いたてられながら、収容キャンプまでの長い道のりを、何日もかけて、ほとんどが徒歩で移動させられた。その際にチェロキー族の男性たちは、一部の例外を除き、この強制連行にほとんど抵抗できず、自らの家族や財産を充分に守ることができなかった。<sup>(18)</sup>

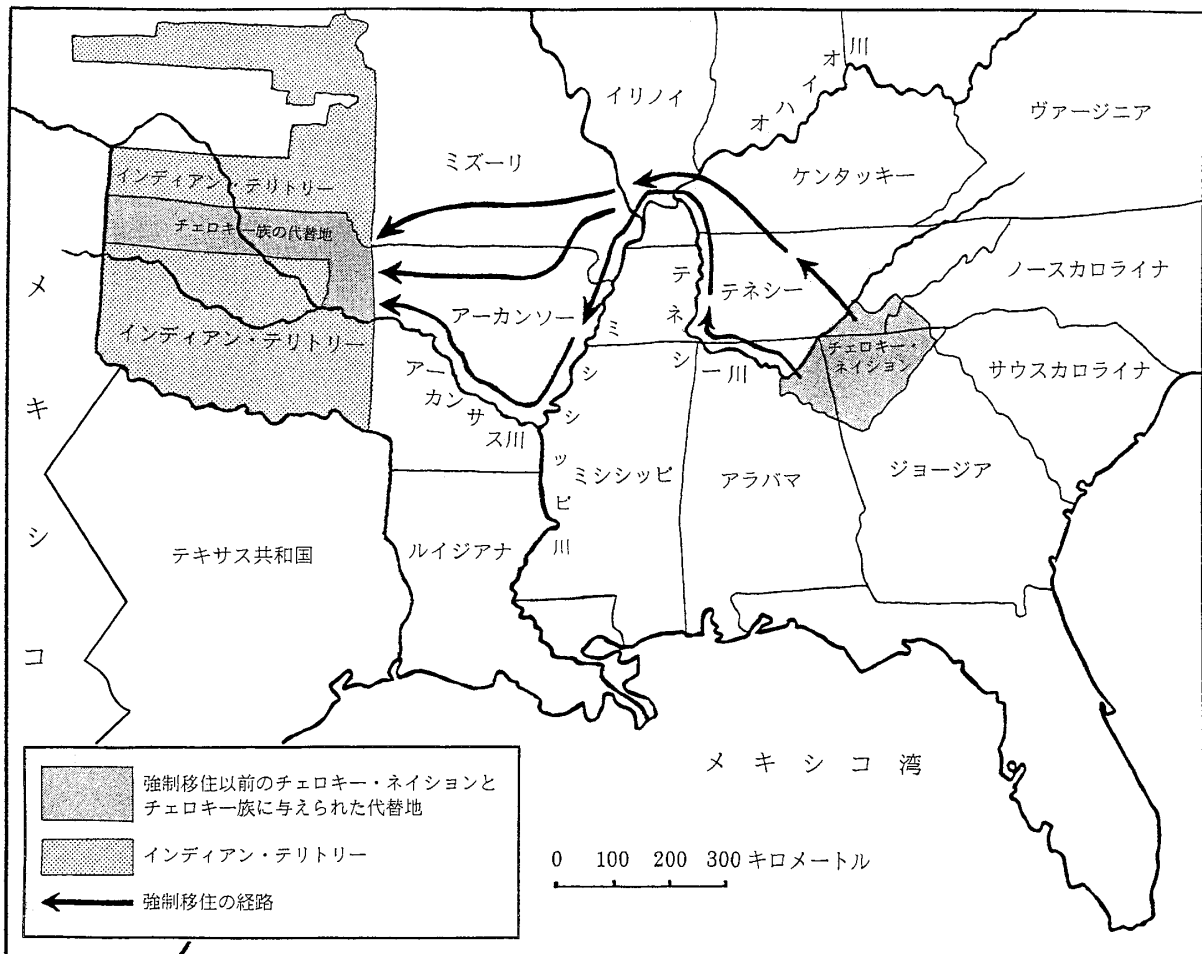
以上のような部族民の強制連行とキャンプへの収容が続けられるなか、1838年6月初めに、チェロキー族の強制移住の第一陣がチェロキー・ネイションを出発した。しかし猛暑と日照りによって、6月中に出発した第三陣までの移住者の間に多くの犠牲者が出たため、移住は9月まで一時延期されることになった。このため多くの部族民は、移住が再開されて自分たちのグループが出発する順番が来るまで、3ヶ月から4ヶ月の間キャンプで待たされた。その際キャンプでは、衛生的な食糧や飲み水が不足したことにより伝染病が蔓延し、子供や老人が多数犠牲になった。またキャンプで生活する間に、部族民は監視の兵士から暴力を振るわれることもあり、女性の場合には、レイプされる危険すらあった。しかし部族民たちは、男性も女性も、兵士たちと衝突することもなく、ひたすらこの状況を耐え忍んだ。<sup>(19)</sup>

9月からの予定を早めて8月末に再開された強制移住では、残っていた1万2000人余りの部族民が13のグループに分けられ、陸路や水路を使って、12月までに順次チェロキー・ネイションを出発していった。そして、翌1839年3月末に最後のグループがインディアン・テリトリーに到着するまでの延べ7ヶ月間にわたり強制移住は続いた。当初の計画では、それぞれのグループがインディアン・テリトリーに到着するまでの日程は、80日間と見積もられていたが、実際には早いグループでも4ヶ月、遅いグループでは6ヶ月もかかった。これは移住経路に問題があったことや、陸路での移住が病気や老齢で歩けない者を除き徒歩で行われたこと、そして、冬季にかかる移住であったにもかかわらず、移住者に支給された食糧が不十分で、質も悪いものだったため、多くの病人や死人を出したことなどが原因だった。移住を監督していた軍の司令官たちは、たとえ移住者の中から死者が出ようとも、その日の目的地に到着するまでは立ち止まることを許さず、移住者たちは、死んだ家族の埋葬もままならなかった。また病気や老齢のために移動について行けなくなった者たちは、道すがら

遺棄されることさえあった。(20)

しかしこのような過酷な移住の最中にも、記録によれば、女性たちは69人もの子供を出産していた。もちろん、この生まれた子供たちのうち、どのくらいが生き延びることができたかは分からないが、女性たちがともに移住の旅を続けていた家族たちとの死別を経験しながらも、その一方で新たな生命を産み出していたという事実には驚かされる。男性たちが家族の安全や生命を満足に守れないという状況のなかで、おそらく女性たちは、自分たちの持つ力を精一杯使って、産んだ子供やその他の家族の生命を守ろうとしていたのであった。(21)

結局のところ、強制移住以前に積極的に推進された「文明化」は、チェロキー族の女性を強制移住の苦難から救う上で、何の役にも立たなかった。女性たちは「文明化」によって参政権など伝統的に認められてきた諸権利を失い、実質的に部族の公権力を男性たちに譲り渡したが、その代償として、強制移住に際して男性たちの保護を受けられたわけでもなかった。なぜなら、その当時、チェロキー族の男性たちもまた、アメリカ政府を中心とする白人社会の圧倒的な力によって、部族政府に基盤をおいた公権力のみならず、個々人の自己決定権さえ奪い取られ、無力化していたのであった。



地図1 チェロキー族の強制移住 (Colin G. Calloway, *First Peoples: A Documentary Survey of American Indian History*, Bedford/St. Martin's, 1999, p.266, map 4.2 “Indian Removal and the Trail of Tears in the 1830s” をもとに作成。)

## 2. 部族政府の再建と派閥抗争

強制移住を経て、西部のインディアン・テリトリーに割り当てられた代替地に到着したチェロキー族は、早速そこでチェロキー・ネイションの再建に取り組まなければならなかったが、それを統括すべき部族政府がほとんど崩壊した状態にあったため、その再建こそが急務であった。しかし、最後まで強制移住に反対していたロス派の部族民約1万4000人が1838年の冬から39年の春にかけてインディアン・テリトリーに到着した時、そこにはロス派の到着以前に移住を終えていた別の二つの集団が待ちうけていた。その一つは、多数派の意思を無視して移住条約を締結し、1836年から38年にかけて自主的に移住していた2000人余りの条約派であったが、他の一つは、18世紀末から19世紀初めにかけてアメリカ政府の勧めに応じて自主的にミシシッピ川以西の土地（現アーカンソー州）へ移住し、その後インディアン・テリトリーへ再移住していた4000人余りのオールド・セトラー（the Old Settlers）<sup>(22)</sup>と呼ばれる人々であった。これらのロス派を含めた三つの派閥が部族の主導権をめぐって争い、部族政府再建の障害となっていたのである。<sup>(23)</sup>

この派閥争いのうち、特にロス派と条約派對立は妥協の余地のないものだった。条約派による移住条約の締結こそ悲惨な強制移住をもたらした元凶であると考えていたロス派の人々にとって、条約派は裏切り者であり、チェロキー族の伝統的な慣習に従えば、強制移住で命を落した家族の仇として復讐すべき対象であった。また条約派はロス派から、強制移住以前に制定された、部族評議会の意思に反して部族の土地を売却した者は極刑に処するという法律にも違反していると思われていた。それゆえ、たとえ条約派が移住すること以外にチェロキー・ネイションを救う方法はなかったと主張しようとも、ロス派は条約派に対する敵愾心を捨てようとはしなかった。そしてついに1839年6月には、ロス派の暗殺者によって、条約派の主要な指導者三人が殺害されるという事件まで発生した。この事件により条約派は弱体化し、部族の主導権争いからは脱落したが、身の危険を感じた条約派の一部が武装してロス派に対する敵対行動を展開し始めたため、条約派とロス派の対立はその後も続いた。<sup>(24)</sup>

一方オールド・セトラーたちは、アーカンソーに移住した後、南東部の残留していたチェロキー族とは別の部族政府を組織し、1820年代からは独自に法律の制定も行っていた。それゆえ、インディアン・テリトリーにおける先住者としてロス派の受け入れを歓迎し、彼らの定住を援助すると表明していたものの、ロス派に対しては、オールド・セトラーの政府に従うように要求していた。しかしこのような要求は、人口の上で絶対多数を占め、なおかつ移住前に樹立した部族政府を移住後もインディアン・テリトリーでそのまま存続させようとしていたロス派にとっては受け入れがたいものであった。このため、1839年6月に部族の再統合を目指して開かれた両派の話し合いは不調に終わった。<sup>(25)</sup>

しかし、もともと多数派であるロス派を少数派のオールド・セトラーの政府に従わせることには無理があったため、両派の間で妥協を探る努力がその後も続けられ、1839年7月にはロ

ス派の指導者たちと、ロス派の支持にまわった一部のオールド・セトラの指導者たちによって部族の再統一が宣言された。そして9月には、それら人々によって、旧チェロキー・ネイションにおいて1827年に制定された旧憲法を基本的には踏襲する新憲法が制定され、それ以降ロス派を中心に、部族政府の再建や社会制度の再整備をめざす立法が本格的に開始された。<sup>(26)</sup>

しかしこの段階になっても、オールド・セトラの多くはロス派の主導権を認めておらず、条約派の残党と連携しながらロス派との対立を続けていた。このような状況に対し、移住後のチェロキー族を監督していたギブソン砦 (Fort Gibson) の指揮官マシュー・アーバックル (Matthew Arbuckle) が調停に乗り出し、1840年6月にロス派とオールド・セトラの代表者をギブソン砦に招集して会議を開き、派閥争いの解決策として、チェロキー・ネイションの領土を派閥ごとに分割するという提案を行った。しかし両派とも領土の分割には反対であったため、ようやく両派の間で妥協が成立し、オールド・セトラの指導者たちも部族政府の要職に就くことを条件に、前年にロス派が中心となって制定した憲法を承認して、部族を再統一することが正式に決定された。<sup>(27)</sup>

ところが、この決定によっても政治的な安定は回復せず、ロス派の主導権掌握に対する不満がその後もくすぶり続けた。特に1835年の移住条約によって、アメリカ政府からチェロキー族に支払われることが約束されていた補償金の分配をめぐる、1840年代の半ばまで派閥を背景とした抗争が続いた。しかし1846年8月に、この問題を解決するための新しい条約が、派閥間の合意に基づいてアメリカ政府と締結されたことにより、最終的にチェロキー族の政治的再統一が成し遂げられ、派閥争いも終息した。そして、それから南北戦争が勃発するまでの十数年間、チェロキー族は「文明化」をさらに推進して、再び繁栄を謳歌したのである。<sup>(28)</sup>

さて、この強制移住直後の部族政府の再建をめぐる政治的混乱に、史料を見る限り、チェロキー族の女性たちはほとんど関与していなかった。派閥間の話し合いやアメリカ政府との外交交渉に登場するのは常に男性たちであり、部族政府を再建するために新憲法やその他の法律を制定し、それに署名したのも男性たちであった。これは強制移住以前の政治の「文明化」によって、伝統的には大幅に認められていた女性の参政権が否定され、女性たちが政治に関われなくなった状況が続いていたためだと考えられるが、<sup>(29)</sup> はたして部族政府の再建以降そのような女性たちの状況に、何らかの変化があったのであろうか。次章では、強制移住が終了した1839年から南北戦争が勃発した1861年までにチェロキー族が制定した諸法を史料に使って、女性の社会的地位や役割が、強制移住後の時期にはどのように規定されていたのか検討を加えていきたい。

### 3. 強制移住以後の立法とチェロキー族の女性

#### (1) 参政権

それではまず、強制移住以前の旧憲法を中心とする諸法によって否定されるにいたった女性の参政権について検討を加える。1839年9月に制定された新憲法は、その第3条第5節において、チェロキー・ネイションの立法府である部族評議会に選出される議員の被選挙権は、チェロキー族の25歳以上の男性自由市民に限られると規定していた。また第3条第7節では、あらゆる公職の選挙における選挙権は、18歳以上の男性自由市民に限られるとも規定していた。さらに新憲法は、第4条の第2節及び第3節において、行政機関の長である大族長（Principal Chief）、ならびにそれを補佐する副大族長（Assistant Principal Chief）の被選挙権は、35歳以上の生まれながらの市民に限られると規定していた。この条文には、特に「男性に限られる」とは書かれていなかったが、第3条において部族評議会議員の被選挙権を男性に限定していたこと、そして第4条の他の節で大族長や副大族長に言及する際に「彼」或いは「彼の」という代名詞を使用していたことから明らかなように、大族長と副大族長の被選挙権は男性に限定されていた。<sup>(30)</sup> これらのチェロキー市民の参政権に関する新憲法の規定は、旧憲法の規定と基本的に同じであり、<sup>(31)</sup> 女性の政治参加は、強制移住以前と同様に、強制移住以後も否定され続けていたとすることができる。

一方、新憲法の規定と旧憲法の規定を一般市民の参政権という観点から比較すると、一部に重要な変更があった。それは大族長と副大族長の選出方法に関してであるが、旧憲法の規定では、両者を部族評議会が選出することになっていたが、新憲法の規定では、新たにチェロキー族の男性自由市民が直接選挙することになった。<sup>(32)</sup> この変更は、一般の男性市民にとって政治に対する影響力の増大を意味していたが、参政権を依然として否定されていた女性たちにとっては、男性たちによる政治支配の一層の強化を意味するものであった。

#### (2) 裁判権

さて次に、前稿では検討を加えなかった裁判権をめぐる問題についても確認しておきたい。裁判権というものが国家統治権の一部である以上、その行使は紛れもなく政治権力の行使という意味を持っている。それゆえ、チェロキー族の女性がどの程度、またどのような形で裁判に関わったのかという問題を検討することは、女性たちに付与されていた市民権の範囲のみならず、女性たちの政治参加の程度を知る上で重要である。ちなみに「文明化」する以前のチェロキー族では、部族を構成する7つの氏族（clan）を代表する男性たちが中心となって集落単位で開催されていた評議会が裁判所の役割を担い、あらゆる個人間、或いは集団間に持ち上がった争いの裁定を行っていた。しかしその評議会が、伝統的に女性に先決権があると認められていた問題について裁定を行う場合には、女性たちも発言することが許されており、裁定に対して強い影響力を行使していたと言われている。<sup>(33)</sup>



このように、伝統的にはある程度認められていた女性たちの裁判権も、強制移住以前の諸立法において明確に否定された。チェロキー族が司法制度を「文明化」するために制定したのものとしては最も古い1820年10月の法律は、地方裁判所の創設と、巡回判事やそれを補佐する地裁判事などの任命を決定するものであったが、新たに任命されることになった巡回判事は、条文に「彼」という代名詞が使われていたことから明らかなように男性であった。他方その他の判事については、特に性別が明示されていなかったが、判事の資格を規定した同時期の他の法律から類推すると、女性が判事に任命されたとは考えにくい。<sup>(34)</sup> 例えば1827年7月に制定された旧憲法は、司法制度を定めた第5条の第5節において、全ての裁判所の判事には、年齢が30歳以上70歳未満の人物が任命されると規定しており、その人物とは条文によるとやはり「彼」であった。<sup>(35)</sup> また一方、この旧憲法の第5条第14節では、裁判には陪審団を参加させると定めていた。それが1828年11月に制定された巡回裁判所制度を改革する法律のなかで具体的に規定し直され、殺人事件を審理する際には、「善良な市民のなかから12人の男性の陪審員を選任する」ことが決められた。<sup>(36)</sup> このようにして女性たちは、強制移住以前の「文明化」によって、法律家としての判事のみならず、一般市民の立場から陪審員となって裁判権を行使することもできなくなったのである。

しかし女性たちは、裁判への参加を一切拒否されていたわけではなかった。裁判所への証人の召喚に関して定めた1824年10月、1825年11月、1828年11月の諸法は、証人について「彼」、「彼女」または「彼ら」という代名詞を使って説明しており、性別による資格制限を加えてはいなかった。<sup>(37)</sup> また、1825年10月の裁判による損害賠償の請求について定めた法律も、原告について「彼」、「彼女」または「彼ら」と説明しており、女性も男性と同様に原告となることを認めていた。<sup>(38)</sup> このように強制移住以前の女性たちは、裁く側として裁判に参加することはできなかったものの、証人や原告として、そして当然のことながら被告としても裁判に参加することができたのである。<sup>(39)</sup>

さて、このような裁判における女性の権利と役割について、強制移住以後に何らかの変化が加えられたのであろうか。まず1839年9月に制定された新憲法の第5条第4節は、いかなる裁判所の判事も年齢が30歳以上の人物が任命されると規定しており、その人物とは条文によるとやはり「彼」であった。<sup>(40)</sup> また新憲法の第6条第7節は、陪審員団が審理する権利を旧憲法と同様に認めていたが、1839年9月の新憲法制定直後に司法制度を再建する目的で制定された法律の規定によると、陪審員となることができるのは21歳以上の人物とされ、その人物もやはり「彼」であった。<sup>(41)</sup>

一方、強制移住以後に司法制度が整備し直されるなかで、裁判に加わることができる役職が増設された。それは1846年10月に制定された法律によって新設された検察官と、1849年11月に制定された法律によって新設された弁護士であったが、この二つの新しい役職とも、法律の条文によると「彼」であった。<sup>(42)</sup>

これに対し、女性が証人として裁判に参加する資格や訴訟を起こす権利に関しては、強制

移住以後に新しい法律が全く制定されなかった。しかし、前述した1839年9月に司法制度を再建する目的で制定された法律に、強制移住以前に制定された法律はその効力を今後も認めるという規定があることから判断すると、女性が証人となる資格や訴訟を起こす権利については、強制移住以後も依然として認められていたものと考えられる。<sup>(43)</sup>

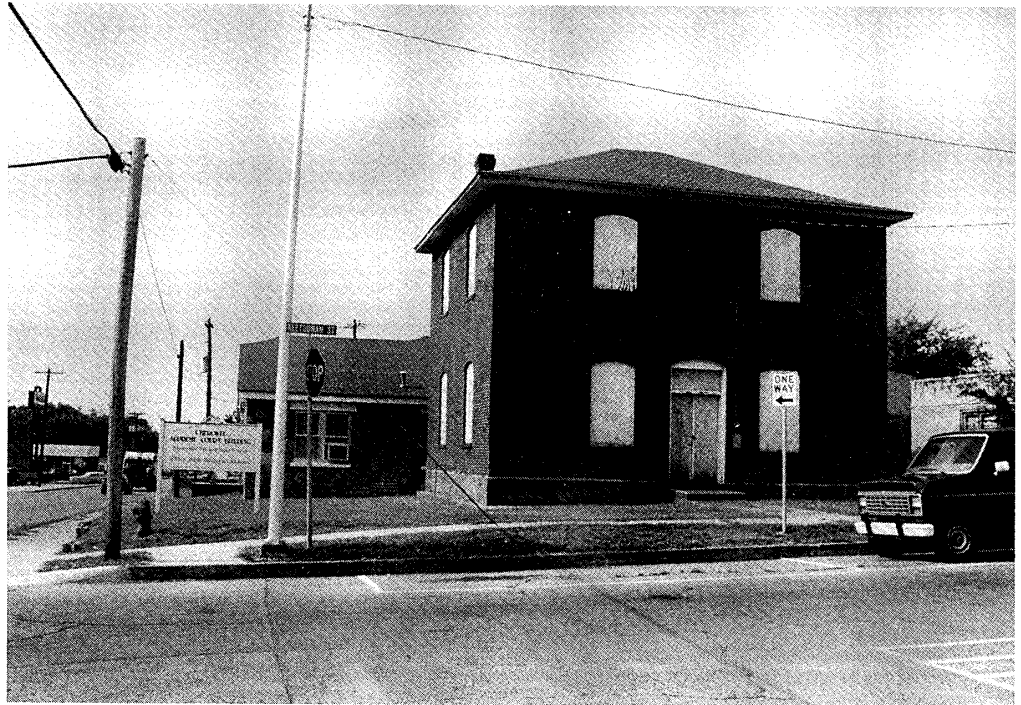


写真1 旧チェロキー・ネイション最高裁判所（筆者撮影）

この旧最高裁判所庁舎は、強制移住後の1845年、チェロキー・ネイション（現オクラホマ州北部）の新首都ターレコー（Tahlequah）に建設されたものである。チェロキー族は、部族評議会が制定した法律に基づき、この最高裁判所を頂点とする諸裁判所において、様々な訴訟の処理を行っていた。チェロキー族の女性たちは、そのような訴訟に判事としては関わらなかったが、原告、被告、証人として参加することが認められていた。

### (3) 市民権の付与

それでは次に、チェロキー・ネイションの市民権が付与される際の資格と女性の関係について検討したい。前稿でも論じた通り、伝統的に母系制であった「文明化」以前のチェロキー族では、母親が部族民であれば、父親が誰であっても、生まれた子供は正式なチェロキー族の一員と見なされていた。このことは、女性という存在がチェロキー族をまとめる社会的紐帯であったということを意味しており、女性のうち特に母親たちが、家族や親族の中心として重要な役割を果していたということを表している。しかし強制移住以前の「文明化」によって、白人の親族制度である父系制が部分的に導入されたため、チェロキー族の社会は次第に双系制的なものへと変質していった。特に市民権に関しては、強制移住以前の諸立法によって、父親がチェロキー族であれば、母親がそうである場合と同様に、その子供にもチェロキー・ネイションの市民権が付与されると変更されたし、さらには部族民と結婚することによっても市民権が付与されるというところまで資格制限が緩和された。このような変更

は、女性という存在が市民権の資格認定に対して持っていた特別な影響力を奪うものであり、明らかに女性の社会的重要性を低下させる変更であった。<sup>(44)</sup>

それではこの女性と市民権の関係が、強制移住以後の立法ではどのように規定されていたのか見ていきたい。まず1839年9月に制定された新憲法では、その第3条第5節において、チェロキー族の自由市民の男性及び女性が、アフリカ人以外の自由人と法に則った結婚をして生まれた子供には、チェロキー・ネイションの市民権が付与されると規定されていた。<sup>(45)</sup> また新憲法の第1条第2節では、チェロキー・ネイションを離れ、他国の市民となった者は市民権を喪失するが、その復活を求める者が現れた場合には、それを判断する権限は部族評議会にあるとも規定されていた。<sup>(46)</sup> これらの新憲法の規定は、旧憲法の規定とほとんど同じであることから、市民権が付与される資格に関して強制移住以前に加えられた変更、つまり母系制に基づくものから双系制的なものへの変更と、市民権の付与が母系制という慣習によってではなく、部族評議会での審査によって行われるという形への変更が、強制移住以後も継承されていたということを示している。そして実際に強制移住以後は、市民権が認められた者に対する個別の立法が部族評議会において行われ、その個人に対する市民権の付与が正式に決定されていたことが、チェロキー族の法令集の記載からも確認できる。<sup>(47)</sup>

さらに1846年11月に制定された白人アメリカ市民との結婚を統制する法律では、チェロキー市民との結婚によって市民権を得た者は、その配偶者の死後もチェロキー市民以外と再婚しない限り、引き続き付与された市民権を保持できると定められていた。<sup>(48)</sup> 強制移住以前の同じ問題を取り扱った法律では、結婚によって市民権を得た者は、配偶者との間に子供がいない場合、配偶者との死別によって市民権を喪失すると定められていたので、この法律によって市民権を付与される条件がさらに緩和されたことが分かる。<sup>(49)</sup> そもそも強制移住以前に、結婚によって市民権が付与されるようになった時点で、チェロキー族の女性との親子関係が市民権を取得する上で必須の条件でなくなったのであり、ここでまたチェロキー族の配偶者との子供の有無さえ問われなくなったとしても、驚くにあたらない。このような母系制の廃止に向けた社会制度上の変更は、すでに強制移住以前から積極的に押し進められていたのであり、それがこの法律の制定によって、さらに前進したということなのである。

#### (4) 財産権、相続権

さて次に、チェロキー族の女性の財産権と相続権について検討してみたい。前稿で論じた通り、チェロキー族の女性は伝統的に財産権と相続権を認められてきていたが、この点に関しては、強制移住以前の諸立法によっても、基本的に変化はなかった。特に既婚女性が所有する財産は、夫の財産から独立したものであり、妻の許可なく夫が妻の財産を処分することはできないと明確に定めていたことは、同時代の白人女性と比較した場合に最も際立つ相違であった。<sup>(50)</sup>

それでは、強制移住以後の立法においてこの問題がどのように規定されていたのか見てい

きたい。まず1839年9月に制定された新憲法は、その第1条第2節において、チェロキー・ネイションの土地は部族の共有財産であるが、その土地を利用して生み出された財産は、それを生み出した各市民の専有財産であると規定していた。<sup>(51)</sup> 実際のところ、この規定は、旧憲法の規定をそのまま踏襲したものであったが、チェロキー族では、強制移住以後も性別による区別なく、市民個人々の財産権が明確に保障され続けていたということを表している。<sup>(52)</sup> また旧憲法と同様に、新憲法においてもその第1条で市民の財産権を保障していたということは、財産権という問題が、いかにチェロキー族にとって重要な問題であり続けたのかということを示している。

さらに新憲法と同じ1839年9月に制定された、強制移住によってやって来た人々のインディアン・テリトリーへの入植を統制する法律は、すでに他の市民が所有している家屋や畑などから4分の1マイル以内に、「彼」、「彼女」または「彼ら」の許可なく入植してはならないと定めていた。<sup>(53)</sup> 同種の法律は強制移住以前にも制定されていたが、このような法律は、強制移住以後になってもチェロキー族の女性が、個人として家屋や畑などの不動産を所有し続けていたことを明確に示している。<sup>(54)</sup>

一方1843年10月に制定された自分の債務を他者の財産で返済することを禁じる法律は、特にチェロキー市民の女性が所有する財産に関して、その女性の夫が自分の債務を妻の財産を使って返済することはできないと定めていた。<sup>(55)</sup> 同種の法律は、強制移住以前にも二回制定されていたが、<sup>(56)</sup> この法律が改めて制定されたことで、既婚女性の独立した財産権が強制移住以後も変更なく保障されていたことがはっきりと分かる。ただし、このような法律を改めて制定しなければならなかったということは、伝統的にチェロキー族の既婚女性に認められてきた財産権を侵害する夫（おそらくは白人）が、強制移住以後もかなりいたという可能性を示している。<sup>(57)</sup>

さて次に相続権についてであるが、1839年9月に制定された遺産相続の手続きを規定した法律は、遺言を残さず死亡した者の配偶者には、その性別を問わず、遺児たちと同等の遺産相続権があると定めていた。また同法は、女性の遺児にも、成年、未成年、既婚、未婚にかかわらず相続権があると認めていた。<sup>(58)</sup> この相続権に関して強制移住以前の立法には、誰が正当な相続者であるかという点をめぐって若干の混乱が見られたが、強制移住後の立法ではそのような混乱は見られず、女性たちは一貫して寡婦、或いは遺児として正当な遺産の相続者と認められていた。

また一方チェロキー族の女性たちは、財産の管理能力という点からも、男性と同等であると見なされていた。すでに強制移住以前の立法で、女性でも遺産管理人及び遺言執行人となることが定められていたが、<sup>(59)</sup> 1841年10月に制定された禁治産者の財産管理人及び未成年の相続者に対する遺産管理人について規定した法律は、禁治産者には、地方裁判所の判事が適当な財産管理人を任命し、また未成年である子供の両親のうちどちらかが死亡した場合には、残った片親がその子供の財産管理人となると改めて定めていた。<sup>(60)</sup> この法律は、禁

治産者の財産管理人となる人物の性別を限定しておらず、また片親を失った子供の残った片親には当然のことながら母親も含まれることから、チェロキー族では、強制移住以前も以後も、女性の財産管理能力が当たり前のものとして認められていたことが分かる。そもそもチェロキー族においては、女性の財産権が一貫して認められてきたのであるから、ここでまた女性の財産管理能力が認められたとしても不思議ではない。

#### (5) 結婚、性的な自由、出産

さて最後に、市民権の付与や財産権の保障とも関わる結婚について、さらに結婚と関連する女性の性的な自由及び出産について検討を加えたい。

伝統的なチェロキー族の社会において女性たちは、結婚及び性に関して、男性たちと同じ自由を享受していた。女性たちは自由に結婚相手を選ぶことができたし、自由に離婚することもできたし、また性的にも自由な存在だった。婚前交渉は普通のことであったし、離婚が自由であったために、婚外交渉も珍しくはなかった。他方出産については、伝統的な性役割の上で女性の領域と認められていたので、女性の裁量権が完全に認められており、墮胎や嬰兒殺し（間引き）も女性の判断によって自由に行われていた。<sup>(61)</sup>

この伝統的にチェロキー族の社会で認められてきた結婚、性、出産に関わる女性の裁量権が、強制移住以前の「文明化」によってどのように変化したのかについては、前稿で検討した通り、制定された法律の条文からは部分的にしか読み取ることができなかった。例えば、母親の自由な判断で行われていた墮胎や嬰兒殺しは、法律で明確に禁止され、罰則も規定されたが、その一方で結婚に関しては、白人男性や黒人奴隷との場合のみ規制が加えられたものの、チェロキー族同士に関しては、一夫多妻制の禁止以外はほとんど立法化されなかった。また女性の性的な自由に関しては、女性に対する性的な虐待を禁ずる法律の条文から、女性の「純潔」が重視されるようになっていたことが分かったが、実際の女性の性的な行動に規制が加えられるようになっていたのかどうかはよく分からなかった。<sup>(62)</sup>

さて、以上ように不明確な部分が多い結婚、性的な自由、出産に対する女性の裁量権であるが、強制移住以後の立法ではどのように規定し直されたのか、可能な限り確認していきたい。

まず結婚に関しては、1839年9月に白人男性とチェロキー族の女性の結婚を規制する法律が制定され、アメリカ市民の白人男性がチェロキー族の女性と結婚する場合には、巡回裁判所、或いは地方裁判所から許可証を得なければならず、その手続きに従わずに結婚した者や、たとえその手続きに従って結婚をした者でも、その後チェロキー族の妻を遺棄した者には、チェロキー・ネイションの市民権が付与されないと定められた。<sup>(63)</sup> この法律で規定された結婚許可証の発行元は、1843年11月に制定された法律によって一旦部族評議会へと変更されたが、再度1855年10月に制定された法律によって地方裁判所に戻され、さらには許可証の発行申請に際して申請者は、チェロキー・ネイションの法律に従うと宣誓し、その上で最

低7人のチェロキー市民が署名した推薦書を提出しなければならないと新しい条件が追加された。<sup>(64)</sup>

この結婚許可証の発給によって白人男性との結婚を規制するというやり方は、すでに強制移住以前から導入されていたものであったが、<sup>(65)</sup>このような規制が強制移住以後も必要であったということは、依然として白人の男性と結婚することによって、チェロキー族の女性が不利益を被る可能性があったということを示唆している。特に既婚女性の財産権をめぐることは、白人の認識とチェロキー族の認識には大きな隔たりがあり、白人の夫にチェロキー族の妻の財産権を侵害させないようにするためには、チェロキー・ネイションの法律に従うことを白人の夫に約束させ、なおかつ身元保証人まで用意させる必要があったものと思われる。しかしその一方で、このような規制は、チェロキー族の女性にとっては結婚の自由を制限されるものでもあり、チェロキー族の男性と白人女性の結婚を規制する法律が制定されなかったことと比較すると、結婚に関して女性たちは、男性たちよりも不自由であったと見なすことができる。<sup>(66)</sup>

これに対し、離婚に関しては、チェロキー族の女性も男性と同様の自由を享受していた。強制移住以後のチェロキー族では、離婚が部族議会の個別の立法によって承認されていたが、そのような個人間の離婚を認める法律のなかには、女性からの訴えによるものも含まれていた。<sup>(67)</sup>また1859年11月に制定された離婚手続きを再整備する法律は、離婚の承認はこれ以後チェロキー・ネイションの各裁判所における裁判によって行うと規定し直したが、離婚訴訟の原告となる際の性別による資格制限については特に定めておらず、女性が原告となる権利は以前と同様に保障され続けていたものと考えられる。<sup>(68)</sup>

さてこれら以外の結婚に関わる法律としては、あともう一つ、1855年10月に制定された重婚を禁止する法律がある。<sup>(69)</sup>伝統的なチェロキー族の社会においては一夫多妻制が認められていたが、すでに強制移住以前の立法によって、一人の男性が複数の妻を持つてはならないとその廃止が定められていた。<sup>(70)</sup>それゆえこの法律も、おそらくは男性の重婚を禁じるものであったと考えられるが、強制移住後に改めてこのような法律を制定し直さなければならなかったということは、依然として複数の妻を持つとうとする夫たちが存在していたということを示唆している。ただし、そのような事例があろうとなかろうと、このような男性の重婚の禁止に、どの程度女性たちの意志が働いていたのかについては、法律の条文からは読み取ることができない。

次に、女性の性的自由についてであるが、この問題を直接取り扱った法律は存在しない。ただし前述した1859年11月に制定された離婚手続きを再整備する法律が、姦通及び意図的な結婚の義務の放棄が原因の場合には、離婚を承認することはできないと定めていたことから、男女を問わず少なくとも既婚者の性的自由は法的には認められていなかったことが分かる。<sup>(71)</sup>また1839年9月の各種の犯罪に対する量刑を規定した法律は、女性を強姦し有罪を宣告された者に対して100回の鞭打ち刑を定めていたこと、また1845年10月に制定された

法律も、強姦未遂で有罪を宣告された黒人に対して同じく100回の鞭打ち刑を定めていたことも、女性の性的自由との関係で注目できる。<sup>(72)</sup> 当時のチェロキー族の刑法においては、100回の鞭打ち刑は絞首刑に次いで重い刑罰であった。<sup>(73)</sup> それゆえこのような重い刑罰が課せられていたということは、強姦が重犯罪と考えられていたことを示しており、おそらくは強制移住以前と同様に強制移住以後も、強姦が女性の「純潔」を汚す行為として厳しい処罰の対象となっていたということが推測できる。もしそうであるとするならば、「純潔」を守らなければならなかった女性たちに、性的な自由があったとは考えにくい。

最後に、伝統的には女性の裁量権が大きく認められていた出産についてであるが、前述の1839年9月に制定された各種の犯罪に対する量刑を規定した法律が、嬰兒殺しを行った、またはそれを幫助したことで有罪を宣告された者は、25回から50回の鞭打ち刑に処すると定めていた。<sup>(74)</sup> このような法律は、すでに強制移住以前にも制定されていたが、<sup>(75)</sup> 強制移住以後にも改めて制定し直されたということは、伝統的に女性の自由裁量にまかされていた墮胎や嬰兒殺しが、強制移住後になっても依然として行われていたということを示している。出産という私的な領域における伝統的な慣行は、長年にわたる「文明化」によっても存続したということではないだろうか。

## おわりに

以上、強制移住以後にチェロキー族が部族を再建する過程で制定した各種の法律によって、女性の社会的地位と役割がどのように規定され直したのか、強制移住以前の法律との比較によって検討を加えてきたが、その結果をまとめると概略以下のようなになる。

まず女性の参政権に関しては、強制移住以後も新憲法の規定によって改めて明確に否定された。その一方で、一般の男性市民が新憲法の規定によって新たに大族長及び副大族長の選挙権を得たため、政治的権利における男女の格差が拡大し、相対的に見れば男性による政治支配がさらに強化されることになった。また今回初めて検討を加えた裁判権という観点から見た場合でも、女性による公権力の行使は完全に否定されており、判事、陪審員、検事、弁護士になることができない女性たちは、わずかに原告や被告、或いは証人となって裁判という公的な意思決定に参加することができただけであった。さらに母系制という親族制度を背景にして、伝統的には女性に特別な役割が与えられてきた市民権の付与という問題に関して、強制移住以前に始められていた立法による双系制的な制度への変更が、強制移住以後にも継続して進められていたことが明らかになった。このことも間接的にはあるが、女性の社会的重要性を一層低下させるものであった。

これに対し、強制移住以前から保障されていた女性の財産権や相続権については、強制移住以後も立法によっても引き続き保障され続けた。特に本稿においては、前稿で触れなかった女性の財産管理能力を認める立法についても検討したため、チェロキー族が女性の財産権

や相続権を当然のものとして認識していたことがより明白になった。また結婚、性的関係、出産といった問題に関する女性の裁量権については、相変わらず不明な点が多いものの、少なくとも法律の条文からは強制移住以前との相違がほとんど見あたらないということが明らかになった。伝統的には女性の裁量権が大幅に認められていたこれらの問題には、強制移住以前に一定の制限が加えられ、それが強制移住以後にも基本的には引き継がれていたということである。

以上のような検討結果から、強制移住以後にチェロキー族が部族を再建する過程で制定した各種の法律は、強制移住以前に制定された法律によって女性の社会的地位や役割に起こった変化を再確認し、さらには補強するものであったと一般的には評価することができるようである。これはまさにセダ・パーデューが下した、強制移住に引き続いて起こった種々の出来事は、移住以前における白人文化の受容によって女性に新しく割り振られた役割を固定化するものでしかなかったという評価と合致するものである。しかし、それではなぜ、強制移住以前に制定された法律とほぼ同じような内容の法律を強制移住以後に改めて制定し直し、女性の社会的地位や役割に起こった変化を再確認しなければならなかったのであろうか。この問題に関しては、さらに踏みこんだ検討が必要である。

まず一つ考えられる理由としては、オールド・セトラーの存在がこのことに影響を与えていた可能性があるということである。19世紀の初期にチェロキー族の本体から分離し、アーカンソーに移住していたオールド・セトラーたちは、チェロキー族が強制移住以前に旧チェロキー・ネイションにおいて推し進めた「文明化」に参加していなかった。それゆえ彼らと合併した上でインディアン・テリトリーにおいて部族を再建する際には、改めて彼らの代表も参加した新部族政府によって、以前行われた立法の正当性を再確認する必要があったのである。実際にはオールド・セトラーも1820年代から独自に立法を行い、独自の「文明化」を進めていたが、彼らが制定した諸法の特に関し女性に関する規定は、チェロキー族本体のものに比べると、必ずしも十分なものではなかった。<sup>(76)</sup>

しかしながら、このオールド・セトラーの存在という要因だけでは、強制移住以前に制定された法律とほぼ同じ内容の法律が強制移住以後に改めて制定されたことの意味を説明しきれないようにも思われる。特に参政権や裁判権の検討で明らかになったように、強制移住以前に否定された女性の公権力の行使が、強制移住以後の立法によっても改めて否定されたことに関しては、少し疑問に感じる点がある。それは、強制移住以前の諸立法によって男性による政治支配が確立したことが、強制移住という危機を回避する上でほとんど役に立たなかったという経験を経てもなお、なぜチェロキー族は強制移住以後にも男性による政治支配を継続させたのかという問題である。それほどチェロキー族における男性の政治支配は磐石なものだったのだろうか。また一方女性たちは、男性たちの政治支配に不満はなかったのであろうか。しかし、このような疑問に対しては、残念ながら今回のような法律の検討からは、明確な答えを引き出すことはできなかった。なぜなら、法律という史料の大部分は、そのよ



うな法律が制定されるにいたる背景を伝えるものではなく、基本的にはその背景から生み出された結果のみを伝えるものだからである。

実際のところ、このなぜチェロキー族は男性による政治支配を強制移住以後も継続したのかという問題に関しては、先行研究においても十分に分析されていない。例えばパーデューは、1989年の論文において、強制移住という経験は、「文明化」によって新たに採用された男性中心の政治制度を批判的に検証する好機であったと指摘しつつも、チェロキー族はその機会を逸したと、なぜそうなったのか理由を説明しないまま、ただ結果についてのみ論じている。<sup>(77)</sup> これに対しキャロリン・ロス・ジョンストンは、2003年の著書において、チェロキー族にとって強制移住は、「文明化」によって女性が新たに担わされた従属的な役割を再考する機会になったと同様に指摘した上で、そのために強制移住以後の白人文化の受容は「選択的な」ものになったのだと説明している。またそのような説明を補強するためにジョンストンは、強制移住以後に女性たちが政治権力を回復していくことはなかったものの、財産権に関しては立法によって相変わらず保障され続けたことに注目し、これこそ伝統文化が「選択的に」保存されたことの実例だとしている。<sup>(78)</sup>

以上のような両者の議論は、前述した疑問の答えにはほとんどなっておらず、さらなる研究の必要性があることは明らかであるが、少なくともジョンストンが注目した女性の財産権が保障され続けたという事実は、この問題を検討する上での手がかりを与えてくれている。本稿のはじめの部分で述べた通り、パーデューは強制移住以後の女性の財産権について具体的には論じていないものの、強制移住以後の立法全体については、女性の社会参加を促すものではなく、女性の保護に力点が置かれたものだったと評価している。この評価に従えば、女性の財産権が保障され続けたことは、政治権力を奪われ弱者となった女性を保護することに目的があったということになってしまう。しかし、強制移住以後に制定された法律を詳細に検討すると、異なった事情が見えてくる。

本稿において具体的に検討した通り、強制移住以後の立法で女性の財産権や相続権が改めて保障されたこと背景には、ジョンストンが指摘しているようなチェロキー族の伝統文化を守ろうとしたという問題だけではなく、チェロキー族の女性と白人男性との結婚という問題が深く関わっていたことは間違いない。前述した通り、既婚女性の財産権をめぐることは、白人の認識とチェロキー族の認識には大きな隔たりがあり、白人の夫にチェロキー族の妻の財産権を侵害させないようにするためには、妻の財産権を法律によって明確に保障し、その法律を白人の夫に確実に守らせる必要があった。そして実際に強制移住以後のチェロキー族は、女性の財産権を保障する法律のみならず、チェロキー族の女性と結婚を希望する白人男性に、チェロキー・ネイションの法律を順守することを宣誓させ、チェロキー市民の身元保証人を確保することまで求める法律を制定していたのである。確かにこのような法律の制定は、パーデューが主張するように、一見すると女性を保護する目的のもののようにも受け取れるが、実質的には、性別に関係なくチェロキー族の部族民が所有している個人財産を白人

に奪われないようにするための措置であった。たとえチェロキー族の男性が白人女性と結婚することがあっても、その男性が白人の妻に財産権を侵害されることはなかったが、組み合わせが反対の場合には、その危険性が大いにあった。それゆえ、チェロキー族の女性に限った立法が必要だったのである。

しかし、もしもチェロキー族による立法が、白人からチェロキー族の財産を守るということを第一義としていたのなら、本来そのために最も確実な方策は、チェロキー族の女性が白人男性と結婚することを禁止することや、チェロキー族の既婚女性に認められていた財産権を剥奪することであった。しかし現実には、このどちらもが、強制移住以後のチェロキー族においては選択されなかった。このことから判断すると、このような女性の権利を大幅に縮小する方策を実行できない事情が当時のチェロキー族にあったということが推測できる。確かに白人男性との結婚の禁止は、すでに長年にわたり白人男性との結婚が行われ、多くの混血部族民を抱えていたチェロキー族においては、実行不可能であった。しかし既婚女性から財産権を剥奪することは、なぜできなかったのでしょうか。この点が重要である。

おそらくこの問題に関しては、チェロキー族の女性たちの間に、根強い抵抗があったものと思われる。そしてそのことを知る男性たちは、たとえ政治権力を独占していても、立法者としてあえてこの問題を持ち出さなかったのではないだろうか。強制移住以前の「文明化」によって政治権力を失い、さらには強制移住の苦難のなかで男性の保護を十分に受けられなかったチェロキー族の女性たちにとって、財産権を死守することこそ、白人女性のように経済までも男性に依存する弱者に転落しないための、そして自らを取り巻く困難な状況に自力で立ち向かっていく上での必須の条件であった。このように解釈していくと、条文そのものからは、強制移住以前の法律をただ焼き直したもののように見える強制移住以後の法律も、強制移住という経験によって新しい意味が付加されたものであったと理解できるようになる。表面的な変化の少なさは、必ずしもそれ自体が持つ重要性が変わらなかったということの意味しているわけではない。政治という公的な領域での復権が困難であったとしても、強制移住以後のチェロキー族の女性にとって財産権という私的な領域における支配権の確保は、それまで以上の重要性を帯びていたことは間違いない。それゆえ強制移住以後にも女性の財産権が法的に保障され続けたという事実からは、チェロキー族の女性たちの強い意志を読み取ることができるように思われる。やはりチェロキー族の女性にとっての「文明化」とは、それがさらに進展したと言われる強制移住以後の時期においても、一方的な白人文化の受容であったなどと、一面的には捉えることができないものなのである。

## 註

- (1) 近年「部族」という用語の使用をめぐるのは、その西洋中心主義的で植民地主義的な含意に対して文化人類学者などから批判が起こっており、「何々族」という表記に代わり、「何々人」或いは「何々民族」という表記を使うべきであるとの主張がなされている。確かに、「民族」と「部族」という用語の間には概念上学的な差異はなく、それでも特定の民族的集団に対してのみ「部族」という用語を適用するとすれば、そこには文化に優劣を認めるイデオロギーが潜んでいると批判されても仕方がないであろう。しかしその一方で、「民族」という概念も近代の歴史のなかで形成されてきたものであり、歴史研究で扱うあらゆる時代に適用できるかどうかは疑問が残る。そこで本稿においては、「部族」という用語の問題性は認識しつつも、その歴史研究における取り扱いは今後の検討課題にするとして、暫定的に使用し続けるものとする。「部族」という用語の使用に対する文化人類学からの批判については、スチュアート ヘンリ『民族幻想論—あいまいな民族 つくられた人種』（解放出版社、2002年）が参考になる。
- (2) 人種主義を排し、表現の厳密さを求める立場からは、「ヨーロッパ人」或いは「ヨーロッパ系アメリカ人」とすべきであろうが、敢えて多様な先住アメリカ人の集団を一括して「インディアン」という総称で呼ぶことによって、歴史的に形成されてきた彼らの集会的なアイデンティティを表現し得るのと同様に、多様なヨーロッパ系の人々を一括して「白人」という総称で呼ぶ方が、先住アメリカ人との対比で議論を展開する際に、彼らの集会的なアイデンティティをより適切に表現できると思われるので、本稿では「白人」という用語を使用していく。また同様に、本稿で使用する「白人文化」という表現も、特定のヨーロッパ系の文化を指すものではなく、先住民文化と対比で、あらゆるヨーロッパ系の人々の文化を一括して表現したものである。
- (3) 拙稿「チェロキー族の女性と『文明化』」『大妻比較文化』2号（2001年）77-97頁。
- (4) 本稿において使用する「文明化」という表現は、ヨーロッパ系の人々の文化を積極的に受容することが即ち文明化することであるという、ヨーロッパ文化の優越性を絶対視する本稿で取り扱う時代に支配的だった価値観を反映した表現であって、筆者のそれに基づくものではない。なお本稿においては、「文明化」という用語を、単に「一方的な白人文化の受容」という意味で用いるのではなく、「白人社会との接触によって生じた多様な政治的、経済的、社会的、文化的変化の総体」という意味で用いることとする。
- (5) 「伝統」或いは「伝統的」という用語は、その「伝統」が形成され、継承されていた時期や地域について明示し、限定的に使用しない限り意味が曖昧となり、歴史研究に使用する用語としては不適當であろう。そこで本稿において「伝統」或いは「伝統的」という表現を使用する場合には、「ヨーロッパ系の人々との接触が本格化し、その文化的影響を受け始めるより以前のチェロキー族が継承していた伝統」という文脈で使用することとする。
- (6) 「文明化」とアメリカ先住民女性の社会的地位の関係を論じた研究は、アメリカ先住民女性史（インディアン女性史）研究の発展とともに、近年盛んになってきている。そこで展開されている主要な論争の一つが、まさに筆者が前稿で検討した、そして本稿でも検討しようとしている、「文明化」はアメリカ先住民女性の社会的地位を低下させるものであったのかという問題である。一般的に言って、この問題に関しては、古い研究ほど、アメリカ先住民社会は植民地化の過程で「文明化」を強いられ、その結果先住民女性は白人女性化することを求められ、彼女らが本来先住民社会で有していた諸権利を奪われ、その社会的地位は低下したと論じるものが多かった。しかし近年では、そのような議論は「文明化」という複雑な過程を過度に単純化して説明するものとして批判し、より先住民側の主

体的な調整能力に注目して、先住民社会における女性の伝統的な役割と影響力は必要に応じて維持されたと論じる研究が増加しつつある。Betty Bell, "Gender in Native America" in Philip J. Deloria and Neal Salisbury ed., *A Companion to American Indian History*, (Blackwell Publishers, 2002), pp. 307-320を参照。

- (7) このチェロキー族における「文明化」の二面性については、筆者もすでに部族政府の組織化という問題をめぐって検討を試みている。その結果、白人の政治制度を模倣して政治の中央集権化を進めた一方で、部族の政治的な独立を維持する上で有用なものに関しては、チェロキー族の伝統的な政治制度の温存が図られたことが確認された。拙稿「チェロキー族における部族政府の組織化—18世紀の初頭から1820年代まで—」『法政史学』49号（1997年）31-57頁を参照。
- (8) インディアン・テリトリーとは、1803年のルイジアナ購入の後、ミシシッピ川以東に居住するインディアン諸部族を同川以西に移住させる際に代替地として提供するため、合衆国政府によって同川以西に設定された領域を指す。当初は現在のネブラスカ州、カンザス州、オクラホマ州を含む広大な領域であったが、1854年に大幅に縮小し、現在のオクラホマ州の部分のみとなった。本稿で扱うチェロキー族が移住させられた代替地は、現在のオクラホマ州北部にあった。（地図1参照）
- (9) William G. McLoughlin, *After the Trail of Tears: The Cherokees' Struggle for Sovereignty, 1839-1880* (University of North Carolina Press, 1993), p. XIII.
- (10) Theda Perdue, "Cherokee Women and the Trail of Tears," *Journal of Women's History* 1, no. 1(1989), p. 26.
- (11) Theda Perdue, *Cherokee Women: Gender and Culture Change, 1700-1835* (University of Nebraska Press, 1998).
- (12) Carolyn Ross Johnston, *Cherokee Women in Crisis: Trail of Tears, Civil War, and Allotment, 1838-1907* (University of Alabama Press, 2003), p. 82.なおジョンストンは、この著書の各所で、「選択的に採用された」という表現のほかに、「選択的な文化変容 (selective acculturation)」、或いは「協議の上での適応 (negotiated adaptation)」という表現も用いて、チェロキー族の女性における白人文化の受容の性格について説明している。
- (13) Perdue, *Cherokee Women*, pp. 110-195.
- (14) ジャクソン大統領によるインディアン強制移住政策の展開については、さしあたり以下のものを参照。Ronald N. Satz, *American Indian Policy in the Jacksonian Era* (University of Nebraska Press, 1975); idem, "Rhetoric Versus Reality: The Indian Policy of Andrew Jackson," in William L. Anderson ed., *Cherokee Removal: Before and After* (University of Georgia Press, 1991), pp. 29-54; Francis P. Prucha, *The Great Father: The United States Government and the American Indians*, 2vols (University of Nebraska Press, 1984), vol. 1, chapter 7; Robert V. Remini, *Andrew Jackson and His Indian Wars* (Viking Penguin, 2001); 鶴月裕典「ジャクソン期インディアン強制移住政策とインディアン—インディアン移住＝隔離・インディアン文明化・インディアン領地構想—」遠藤泰生他『常識のアメリカ・歴史のアメリカ』（木鐸社、1993年）151-191頁。
- (15) チェロキー族における部族政府の樹立については、V. Richard Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," in Duane H. King ed., *The Cherokee Nation: A Troubled History* (University of Tennessee Press, 1979), pp. 92-109; Duane Champagne, *Social Order and Political Change: Constitutional Government among the Cherokee, the Choctaw, the Chickasaw, and the Creek* (Stanford University Press, 1992), pp. 92-107, 128-143; 拙稿「チェロキー族における部族政府の組織化」を参照。

- (16) チェロキー族の法廷闘争及び周辺諸州の圧力については、Victoria Sherrow, *Cherokee Nation v. Georgia: Native American Rights* (Enslow Publishers, 1997); Tim Alan Garrison, *The Legal Ideology of Removal: The Southern Judiciary and the Sovereignty of Native American Nations* (University of Georgia Press, 2002) が詳しい。白人による不法侵入については、David Williams, *The Georgia Gold Rush: Twenty-Niners, Cherokees, and Gold Fever* (University of South Carolina Press, 1993) が、チェロキー領内における金の発見との関係で説明している。1830年代前半に、アメリカ南東部のチェロキー族の周辺で依然として領土を保持していたチカソー族、チョクトー族、クリーク族、セミノール族の移住条約の締結及び強制移住については、Grant Foreman, *Indian Removal: The Emigration of the Five Civilized Tribes of Indians* (1932; University of Oklahoma Press, 1972) を参照。また強制移住前における部族内対立については、Theda Perdue, "The Conflict Within: Cherokees and Removal," in Anderson ed., *op. cit.*, pp.55-74 を参照。
- (17) チェロキー族の強制移住については、様々な文献で取り上げられているが、なかでも Theda Perdue and Michael D. Green eds., *The Cherokee Removal: A Brief History with Documents* (St. Martin's Press, 1995) は概説書ながら、多くの史料を提示して、最も包括的な説明を加えている。なお移住による死者数については、これまで一般的には、チェロキー族とともに移住した宣教師の証言に基づき4000人とされてきたが、異説もあり、確実な数字が分かっているわけではない。この問題に関しては、Russell Thornton, *The Cherokees: A Population History* (University of Nebraska Press, 1990), pp.73-76; idem, "The Demography of the Trail of Tears Period: A New Estimate of Cherokee Population Losses," in Anderson ed., *op. cit.*, pp.75-95が、歴史人口動態学の立場から新しい分析を試みている。
- (18) Perdue, "Cherokee Women and the Trail of Tears," p. 23; Johnston, *op. cit.*, pp. 64-67; "Letters from a Lonely Soldier," *Journal of Cherokee Studies* 3, no. 3 (1978) p. 153; "Memories of the Trail," *ibid.*, p. 176; "The Removal through the Eyes of a Private Soldier," *ibid.*, p. 183.なお、例外的な強制連行に対する抵抗の事例として知られている、部族民の男性ツァリ (Tsali) とその家族による兵士の殺害事件については、以下のものを参照。Duane King and E. Raymond Evans, "Tsali: The Man behind the Legend," *Journal of Cherokee Studies* 4, no.4 (1979), pp. 194-201; John R. Finger, *The Eastern Band of Cherokees, 1819-1900* (University of Tennessee Press, 1984), pp.20-28.
- (19) Foreman, *op. cit.*, pp. 291-300; Perdue, "Cherokee Women and the Trail of Tears," pp. 23-24; Johnston, *op. cit.*, pp. 67-70; "Letters from a Lonely Soldier," p. 155.
- (20) Perdue, "Cherokee Women and the Trail of Tears," p. 25; Johnston, *op. cit.*, pp. 70-77; "The Suffering Exiles: A Travelers View of One of the Last Emigrant Parties," *Journal of Cherokee Studies* 3, no. 3, pp. 174-175; "Emigration Detachments," *ibid.*, p. 186.
- (21) Perdue, "Cherokee Women and the Trail of Tears," pp. 24-25; "Emigration Detachments," p. 187.
- (22) オールド・セトラーは、別名ウェスタン・チェロキー (the Western Cherokee) とも呼ばれており、1828年にアメリカ政府と移住条約を締結して、アーカンソーにあった領土を失い、1832年にインディアン・テリトリーへ移住していた。オールド・セトラーについては、James Mooney, *Myths of the Cherokee and Sacred Formulas of the Cherokees* (Cherokee Heritage, 1982), pp. 135-143 を参照。
- (23) Gerard Reed, "Postremoval Factionalism in the Cherokee Nation," in King ed., *op. cit.*, p. 150; William G. McLoughlin, *After the Trail of Tears*, pp. 4-5, 10; Champagne, *op. cit.*, pp. 178-179.なお各集団の人口についてはマクローフリンに従った。
- (24) Reed, *op. cit.*, pp. 151-153; McLoughlin, *op. cit.*, pp. 15-17; Champagne, *op. cit.*, pp. 179-180; "Resolutions

passed on October 21, 1829," in *Laws of the Cherokee Nation: Adopted by the Council at Various Periods* (Cherokee Advocate Office, 1852), pp. 134-135. [以下*Laws of the Cherokee Nation* (1852)とする。] 1839年6月に暗殺された条約派の指導者は、メイジャー・リッジ (Major Ridge)、ジョン・リッジ (John Ridge) 父子とメイジャー・リッジの甥のエライアス・ブーディノー (Elias Boudinot) であったが、彼ら及び条約派については、Thurman Wilkins, *Cherokee Tragedy: The Ridge Family and Decimation of a People* (1970; University of Oklahoma Press, 1986); Theda Perdue ed., *Cherokee Editor: The Writings of Elias Boudinot* (University of Tennessee Press, 1983)を参照。またチェロキー族の伝統的な復讐法については、John Phillip Reid, *A Law of Blood: Primitive Law of the Cherokee Nation* (New York University Press, 1970)を参照。

- (25) Reed, *op. cit.*, pp. 150-151; McLoughlin, *op. cit.*, pp. 7-14; Champagne, *op. cit.*, pp. 178-179. なおオールド・セトラーが独自に制定した法律は、*Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 149-179を参照。
- (26) Reed, *op. cit.*, pp. 151-153; McLoughlin, *op. cit.*, p. 14, pp. 17-22; Champagne, *op. cit.*, p. 180. なお1839年6月12日に制定された部族の再統一を定めた法律 ("Act of Union between the Eastern and Western Cherokees") 及び1839年9月6日に制定された新憲法は、*The Constitution and Laws of the Cherokee Nation: Tahlequah, Cherokee Nation, 1839-51* (Cherokee Nation, 1852) pp. 3-15 [以下*The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852)とする] を参照。またこの1839年の新憲法については、邦語の研究として、上田伝明『インディアン憲法崩壊史研究』(日本評論社、1974年)がある。
- (27) Reed, *op. cit.*, pp. 153-155; McLoughlin, *op. cit.*, pp. 22-30; Champagne, *op. cit.*, p. 180.
- (28) Reed, *op. cit.*, pp. 156-160; McLoughlin, *op. cit.*, cc. 2-4; Champagne, *op. cit.*, pp. 180-183. なお1846年8月6日に締結された条約については、Charles C. Royce, *The Cherokee Nation of Indians* (Aldine, 1975) pp. 176-211を参照。
- (29) 伝統的なチェロキー族の社会における女性の政治力については、拙稿「チェロキー族の女性と『文明化』」81-82頁参照。
- (30) "The Constitution of the Cherokee Nation of 1839," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 7, pp. 10-11.
- (31) "The Constitution of the Cherokee Nation of 1827," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 120-121, 123-125.
- (32) *Ibid.*, p. 123; "The Constitution of the Cherokee Nation of 1839," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 9.
- (33) Rennard Strickland, *Fire and the Spirits: Cherokee Laws from Clan to Court* (University of Oklahoma Press, 1975), pp. 24-26; Persico, Jr., *op. cit.*, p. 93.
- (34) "Resolution passed on October 20, 1820," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 11-12.
- (35) "The Constitution of the Cherokee Nation of 1827," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 126.
- (36) *Ibid.*, p. 127; "Resolutions passed on November 18, 1828," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 103.
- (37) "Resolutions passed on October 12, 1824," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 32-33; "Resolutions passed on November 12, 1825," in *ibid.*, pp. 61-62; "Resolutions passed on November 19, 1828," in *ibid.*, p. 116.
- (38) "Resolution passed on October 17, 1825," in *ibid.*, p. 49.
- (39) 被告として裁かれる際には、量刑に差がある例が一部あるものの、基本的には女性たちも男性と同じ

扱いを受けていた。犯罪を取り締まる法律の条文は、ほとんどの場合「いかなる人物も」("all person")で始まり、条文で改めてそのような人物を指す場合には、「彼、彼女または彼ら」("he, she or they")と表現しており、特に性別を区別していない。例えば、1824年11月に制定された窃盗に対する量刑を定めた法律"Resolutions passed on November 11, 1824," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 38を参照。

- (40) "The Constitution of the Cherokee Nation of 1839 ," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 13.
- (41) *Ibid.*, p. 15; "An act establishing the judiciary enacted on September 23, 1839," in *Laws of the Cherokee Nation, Passed during the Years 1839-1867* (Missouri Democrat Print, 1868) pp. 36-38. [以下*Laws of the Cherokee Nation* (1868)とする。]
- (42) "An act authorizing the appointment of solicitors or attorneys, and defining their duties enacted on October 14, 1846," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868)., pp. 44-45; "An act relating to lawyers," in *ibid.*, pp. 45-46.
- (43) "An act establishing the judiciary enacted on September 23, 1839," in *Ibid.*, p. 35.
- (44) 拙稿「チェロキー族の女性と『文明化』」87-88頁。
- (45) "The Constitution of the Cherokee Nation of 1839 ," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 7.
- (46) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (47) *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 109 ff.
- (48) "An act to amend an act relative to intermarriages with whitemen enacted on November 10, 1843," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 142. また同じ内容の規定が、1855年の以下の法律でも再度定められている。"An act regulating intermarriages with white men enacted on October 15, 1855," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 105.
- (49) "Resolutions passed on October 15, 1829," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 131.
- (50) 拙稿「チェロキー族の女性と『文明化』」83-85頁。
- (51) "The Constitution of the Cherokee Nation of 1839 ," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 5.
- (52) "The Constitution of the Cherokee Nation of 1827," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 110.
- (53) "An act regulating settlements on the public domain, and in regard to improvements," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 75.
- (54) "Resolution passed on November 12, 1824," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 40-41.
- (55) "An act to prevent the sale of property belonging to one person for the debts of another enacted on October 25, 1843," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 49.
- (56) "Resolutions passed on November 2, 1819" and "Resolutions passed on November 2, 1829," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 10, 142-143.
- (57) 白人社会における既婚女性に対する財産権の法的承認は、ようやく19世紀半ばになってから進展し始める。Sara M. Evans, *Born for Liberty: A History of Women in America* (Free Press, 1997) pp. 94, 102-103 [小檜山ルイ、竹俣初美、矢口祐人訳『アメリカの女性の歴史—自由のために生まれて』(明石書店、1997年) 159、171-172頁] を参照。
- (58) "An act relative to estates and administrators enacted on September 24, 1839," in *The Constitution and*

*Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 27-28.

- (59) "Resolutions passed on November 15, 1828" in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 111-113.
- (60) "An act authorizing the appointment of guardians for insane persons and orphan children enacted on October 12, 1841," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), pp. 53-55.
- (61) 拙稿「チェロキー族の女性と『文明化』」79-81頁。
- (62) 同論文、85-87頁。なお同論文においては、黒人奴隷との結婚の規制については言及していない。本稿執筆に際し、改めて法令集を確認したところ、1824年11月に制定された法律によって明確に禁止されていたことが判明した。"Resolutions passed on November 11, 1824," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 38を参照。
- (63) "An act to legalize intermarriage with white men enacted on September 28, 1839," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 32-33.
- (64) "An act to legalize intermarriage with white men enacted on November 10, 1843," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), pp. 92-94; "An act regulating intermarriages with white men enacted on October 15, 1855," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), pp. 104-105.
- (65) "Resolutions passed," on November 2, 1819," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 10.
- (66) ただし黒人との結婚に関しては、男女共に禁止されていた。"An act to prevent amalgamation with colored persons enacted on September 19, 1839," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 22を参照。また同種の法律は、強制移住以前にも制定されている。"Resolutions passed on November 11, 1824," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 38を参照。
- (67) チェロキー族の法令集によると、1847年から58年にかけて、8件の離婚を承認するための立法が行われている。このうち2件は、条文から判断すると、女性の方から離婚を申し立てたことが分かる。*Laws of the Cherokee Nation* (1868), pp. 116-118を参照。
- (68) "An act respecting divorces enacted on November 5, 1859," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 48.
- (69) "An act in regard to marriage and estates enacted on October 24, 1855," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 55.
- (70) "Resolution passed on November 10, 1825," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 57.
- (71) "An act respecting divorces enacted on November 5, 1859," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 48.
- (72) "An act for the punishment of criminal offenses enacted on September 19, 1839," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 16; "An act to punish attempts on rape enacted on October 17, 1845," in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 133.
- (73) 1839年9月に制定された犯罪の量刑について定めた法律によると、最も重い刑罰は殺人に対する絞首刑で、強姦に対する100回の鞭打ちは、その次に重い刑罰であった。"An act for the punishment of criminal offenses enacted on September 19, 1839," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), pp. 15-16を参照。
- (74) "An act for the punishment of criminal offenses enacted on September 19, 1839," in *Laws of the Cherokee Nation* (1868), p. 16.
- (75) "Resolutions passed on October 10, 1826," in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p. 10.
- (76) *Ibid.*, pp. 149-179を参照。
- (77) Perdue, "Cherokee Women and the Trail of Tears," p. 26.
- (78) Johnston, *op. cit.*, pp. 77-78, 82.